

## 協議会規約の改正について

## あいちカーボンリサイクル推進協議会規約

- 先行モデル・ケーススタディの活動において、知的財産が生み出された場合の権利帰属を定めるため、日本版バイ・ドール制度の趣旨を踏まえ、知的財産権に関する規約第7条を新たに追加する。また、条項追加による条ずれの対応を行う。(2025年10月24日に遡って適用)
- 2025年度第1回会議以降の構成員変更について、別表(次頁)に反映する。(2026年3月23日から適用)

(知的財産権)

第7 協議会の活動において新たに生じた知的財産権の帰属は以下のとおりとする。

(1) 構成員等が単独で行った発明、考案及びプログラム等の創作並びに著作等（以下「発明等」という。）から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。

(2) 構成員等が共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で協議の上決定するものとする。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、愛知県環境局地球温暖化対策課において処理する。

(その他)

第9 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(別表)

あいちカーボンリサイクル推進協議会構成員

区分	構成員	備考
学識経験者	名古屋大学大学院 工学研究科 小林敬幸 准教授	座長
企業等 <sup>※2</sup>	株式会社アイシン	アイデア 提案企業 <sup>※1</sup>
	大成建設株式会社	
	東邦ガス株式会社	
	愛知製鋼株式会社	
	旭メタルズ株式会社	
	石塚硝子株式会社	
	上田石灰製造株式会社	
	ウェルネオシュガー株式会社	
	一般社団法人カーボンリサイクルファンド	
	加山興業株式会社	
	刈谷知立環境組合	
	川崎重工業株式会社	
	協和コンクリート工業株式会社	
	ケイコン株式会社	
	小島プレス工業株式会社	
	近藤商事土木株式会社	
	有限会社坂本石灰工業所	
	桜コンクリート株式会社	
	株式会社ジェイテクト	
CKD 株式会社		
大王製紙株式会社		
太平産業株式会社		
大有コンクリート工業株式会社		

企業等※2	千葉窯業株式会社	
	株式会社東海理化	
	TOYOTIRE 株式会社	
	東レ株式会社	
	特種東海製紙株式会社	
	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	
	株式会社豊田自動織機	
	株式会社鳥居セメント工業	
	名古屋高速道路公社	
	株式会社ナルックス	
	鳴海製陶株式会社	
	ニチアス株式会社	
	日本特殊陶業株式会社	
	株式会社日立プラントサービス	
	丸栄コンクリート工業株式会社	
	三菱化工機株式会社	
	株式会社八洲	
ライン生コン株式会社		
行政機関	中部経済産業局	
	環境省中部地方環境事務所	
	江南市都市整備部都市整備課	
	大府市市民協働部環境課	
	東浦町地域創造部環境課	
	愛知県建設局土木部建設企画課	
	愛知県環境局資源循環推進課	
	愛知県環境局地球温暖化対策課	事務局

※1 「あいちカーボンニュートラル戦略会議」に脱炭素プロジェクトのアイデア提案を行った企業

※2 企業等はアイデア提案企業、その他で五十音順

※3 上記構成員に加え、オブザーバー参加あり